| ﾁｪｯｸ | 点検項目 | 点検内容 | 根拠条例・告示等 | 関係書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 適・否 | (児童発達支援（児童発達支援センター以外）) |
| **第8　障害児通所給付費の算定及び取扱い****(告示：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号))****(留意事項：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年障発0330第16号))** |
| 適・否 | 1 基本事項 | ⑴　指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」第1により算定する単位数に「こども家庭庁長官が定める1単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）」を乗じて得た額を算定しているか。 | 告示1 | ・障害児通所給付費請求書・障害児通所給付費明細書・サービス提供実績記録票 |
| 適・否 | ⑵　⑴により、指定児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 告示3 |
| 適・否 | 2-1 児童発達支援給付費（児童発達支援センター以外） | 　こども家庭庁長官が定める施設基準（※）に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の就学の状況及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。※　施設基準　①　児童発達支援センター以外で主に未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合　　　以下のア又はイのいずれかに該当すること。　　ア　人員基準を満たし、障害児のうち小学校就学前のものの占める割合が100分の70以上であること。　　イ　主として重症心身障害児を通わせる事業所の人員基準を満たしていること。　②　児童発達支援センター以外で①以外の場合　　　人員基準を満たしていること。　③　児童発達支援センター以外で重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合　　　主として重症心身障害児を通わせる事業所の人員基準を満たしていること。 | 告示別表第1の1の注2及び2の2 | ・障害児通所給付費請求書・障害児通所給付費明細書・サービス提供実績記録票・児童発達支援計画・指定児童発達支援等の提供に関する記録・利用者数に関する記録 |
| 適・否 | 　上記の算定に当たっては、従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第1の1の注2の5 |
| 適・否 | 2-2 共生型児童発達支援給付費 | 　共生型児童発達支援の事業を行うものとして市長に届け出た事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第1の1の注2の3 |
| 適・否 | 2-3　提供時間が30分未満の場合 | 　指定児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定児童発達支援の提供が必要であると本市が認めた場合に限り、所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第1の1の注2の6 |
| 適・否 | 3 定員超過利用減算 | 　以下の場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。①　過去3月間の障害児数の平均値が、以下のいずれかに該当する場合ア　利用定員が11人以下　利用定員の数に3を加えて得た数を超える場合イ　利用定員が12人以上　利用定員の数に100分の125を乗じて得た数を超える場合②　1日の障害児の数が、以下のいずれかに該当する場合ア　利用定員が50人以下　利用定員の数に100分の150を乗じて得た数を超える場合イ　利用定員が51人以上　利用定員の数に当該利用定員の数から50を控除した数に100分の25を乗じて得た数に25を加えた数を加えて得た数を超える場合 | 告示別表第1の1の注3⑴ | ・障害児通所給付費明細書・利用者数に関する記録・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等 |
| 適・否 | 4 人員欠如減算（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。） | 児童指導員若しくは保育士又は児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。児童指導員若しくは保育士の員数を満たしていない状態が減算適用月から3月以上継続している場合又は児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない状態が減算適用月から5月以上継続している場合は、所定単位数に100分の50を乗じて得た数を算定しているか。 | 告示別表第1の1の注3⑴留意事項第二の1⑹ |
| 適・否 | 5 児童発達支援計画未作成減算 | 指定児童発達支援の提供に当たって、児童発達支援計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、所定単位数にそれぞれ掲げる割合を乗じて得た数を算定しているか。①　作成されていない期間が3月未満の場合　　100分の70②　作成されていない期間が3月以上の場合　　100分の50 | 告示別表第1の1の注3⑵ | ・障害児通所給付費明細書・児童発達支援計画 |
| 適・否 | 6 自己評価結果等未公表減算 | 指定児童発達支援の提供に当たって、質の評価及び改善の内容（以下、「自己評価結果等」という。）の公表が適切に行われているものとして市長に届け出ていない場合、所定単位数に100分の85を乗じて得た数を算定しているか。 | 告示別表第1の1の注3⑶ | ・障害児通所給付費明細書・自己評価結果等の公表状況等に関する書類 |
| 適・否 | 7 開所時間減算 | 　事業所の運営規程に定める営業時間（送迎のみを実施する時間を含まない。）が次の掲げる時間のいずれかに該当する場合、所定単位数にそれぞれ掲げる割合を乗じて得た数を算定しているか。①　営業時間が4時間以上6時間未満の場合　　100分の85②　営業時間が4時間未満の場合　　　　　　　100分の70 | 告示別表第1の1の注4 | ・障害児通所給付費明細書・運営規程 |
| 適・否 | 8 身体拘束廃止未実施減算 | 次のいずれかに該当する場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。　①　やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合。　②　次に掲げる措置を講じていない場合　　ア　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　　イ　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。　　ウ　身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 告示別表第1の1の注5 | ・障害児通所給付費明細書・児童発達支援計画・身体拘束が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束適正化の指針・研修実施報告 |
| 適・否 | 9 虐待防止措置未実施減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 告示別表第1の1の注5の2 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・研修資料等・研修報告書等・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 10 業務継続計画未策定減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算しない。①　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。②　当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。 | 告示別表第1の1の注6 | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施報告・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | 11 情報公表未報告減算 | 情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | 告示別表第1の1の注6の2 | ・情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告 |
| 適・否 | 12　中核機能強化事業所加算 | 以下の基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た事業所（児童発達支援センターを除く。）が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。⑴　次に掲げる基準に従い、指定児童発達支援が行われていること。①　本市により中核的な役割を果たす事業所として位置付けられていること。②　本市と定期的に情報共有の機会を設けること、地域における協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に参画することその他の取組により、本市及び地域の関係機関との日常的な連携体制を確保していること。③　高度の専門的な知識及び経験に基づく専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保するとともに、当該体制を基盤として、地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携、インクルージョンの推進、地域の多様な障害児及び家族に対する早期の相談支援その他の障害児に対する地域における中核的な役割を果たす機能を有すること。④　地域の障害児に対する支援体制の状況並びに②及び③に規定する体制の確保等に関する取組の　実施状況を1年に1回以上公表していること。⑤　おおむね1年に1回以上、上記16⑹に掲げる事項について、事業所の従業者及び通所給付決定保護者以外の者による評価を受けていること。⑵　児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、主として⑴の②及び③に規定する体制の確保等に関する取組を実施する者として、中核機能強化職員を常勤かつ専任で配置していること。 | 告示別表第１の1の注７の2 |  |
| 適・否 | 13 児童指導員等加配加算 | 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（以下14の専門的支援体制加算を算定する場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは以下の基準 (※)に適合する者(以下「児童指導員等」という。) 又はその他の従業者を1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。※　次のいずれかに該当する者①　心理担当職員　②　国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者　③　強度行動障害支援者要請研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者 | 告示別表第1の1の注8 | ・障害児通所給付費明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・資格等を証明する書類 |
| 適・否 | 14 専門的支援体制加算 | 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は上記13の①又は②のいずれかに該当する専門職員（以下「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児の関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（上記13の児童指導員等加配加算を算定する場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）、理学療法士等を1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、5の児童発達支援計画未作成減算を算定しているときは、加算しない。 | 告示別表第1の1の注9 | ・障害児通所給付費明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | 15 看護職員加配加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　看護職員加配加算（Ⅰ）　　主として重症心身障害児を通わせる事業所であって、人員基準に加え、看護職員を1名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上であり、医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表しているものとして市長に届け出た事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、⑵を算定しているときは、算定しない。 | 告示別表第1の1の注10 | ・障害児通所給付費明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類・資格等を証明する書類・公表していることを確認できる書類等・利用児童に関する記録・指定児童発達支援等の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　看護職員加配加算(Ⅱ)主として重症心身障害児を通わせる事業所であって、人員基準に加え、看護職員を2名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が72点以上であり、医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表しているものとして市長に届け出た事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、⑴を算定しているときは、算定しない。 | 告示別表第1の1の注10 |
| 適・否 | 16 共生型サービス体制強化加算 | 上記2-2の共生型児童発達支援給付費について、児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。) 、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして市長に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、共生型サービス体制加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。①　児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合　181単位②　児童発達支援管理責任者を配置した場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　103単位③　保育士又は児童指導員を配置した場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 78単位 | 告示別表第1の1の注11 | ・障害児通所給付費明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・資格等を証明する書類・地域に貢献する活動に関する記録 |
| 適・否 | 17 家族支援加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | 事業所に置くべき従業者(栄養士及び調理員を除く。) が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に、以下の場合に応じ、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。⑴　家族支援加算（Ⅰ）①　障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合②　事業所において対面により相談援助を行った場合　③　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合⑵　家族支援加算（Ⅱ）　①　対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合②　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合※　当該事業所が多機能型事業所に該当する場合には、障害児及びその家族等について、家族支援加算を算定した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは算定しない。 | 告示別表第1の2の注1及び2 | ・障害児通所給付費明細書・サービス提供実績記録票・児童発達支援計画・相談援助等の記録 |
| 適・否 | 18 子育てサポート加算 | 　事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援とあわせて、障害児の家族等に対して、従業者が指定児童発達支援を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の2の2の注 | ・障害児通所給付費明細書・サービス提供実績記録票・児童発達支援計画・相談援助等の記録 |
| 適・否 | 19 利用者負担上限額管理加算 | 通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の4の注 | ・障害児通所給付費明細書・受給者証写し・上限額管理結果票 |
| 適・否 | 20 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）～（Ⅲ） | ⑴　福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の5の注1 | ・障害児通所給付費明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | ⑵　福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、⑴を算定している場合は算定しない。 | 告示別表第1の5の注2 |
| 適・否 | ⑶　福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、⑴又は⑵を算定している場合は算定しない。①　児童指導員若しくは保育士として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。②　児童指導員若しくは保育士として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。 | 告示別表第1の5の注3 |
| 適・否 | 21 欠席時対応加算 | 指定児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合において、1月につき当該指定児童発達支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第1の7の注 | ・障害児通所給付費明細書・サービス提供実績記録票・連絡調整の記録・相談援助等の記録 |
| 適・否 | 22 専門的支援実施加算 | 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして市長に届け出た事業所において、以下の基準のいずれにも適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、上記5の個別支援計画未作成減算を算定しているとき又は上記16の共生型サービス体制強化加算①若しくは②を算定していないときは、加算しない。①　専門的支援加算の対象となる障害児（以下「加算対象児」という。）に係る児童発達支援計画を踏まえ、理学療法士等が、その有する専門性に基づく評価及び計画に則った支援であって心身の健康等に関する領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（以下「専門的支援実施計画」という。）を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行うこと。②　専門的支援実施計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、当該加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該専門的支援実施計画の見直しを行うこと。③　専門的支援実施計画の作成又は見直しに当たって、当該加算対象児に係る通所給付決定保護者及び当該加算対象児に対し、当該専門的支援実施計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。④　当該加算対象児ごとの支援記録を作成すること。 | 告示別表第1の8の注 | ・障害児通所給付費明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・資格等を証明する書類・児童発達支援計画・指定児童発達支援等の提供に関する記録・特別支援計画・説明文書・同意の文書・訓練記録 |
| 適・否 | 23 強度行動障害児支援加算 | 以下の基準（※1）に適合すると市町村が認めた強度の行動障害を有する児童に対し、以下の基準（※2）に適合するものとして市長に届け出た事業所において、当該指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、主として重症心身障害児を通わせる事業所については、加算しない。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算しているか。※1　以下の内容の行動障害の内容とその頻度等から算出される点数が合計20点以上である児童①　ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為（週1回以上 1点、1日1回以上 3点、1日中 5点）②　ひどくたたいたり蹴ったりする等の行為（月1回以上 1点、週1回以上 3点、1日に頻回 5点）③　激しいこだわり（週1回以上 1点、1日1回以上 3点、1日に頻回 5点）④　激しい器物破損（月1回以上 1点、週1回以上 3点、1日に頻回 5点）⑤　睡眠障害（月1回以上 1点、週1回以上 3点、ほぼ毎日 5点）⑥　異食、過食、反すう等の食事に関する行動（週1回以上 1点、ほぼ毎日 3点、ほぼ毎食 5点）⑦　排せつに関する強度の障害（月1回以上 1点、週1回以上 3点、ほぼ毎日 5点）⑧　著しい多動（月1回以上 1点、週1回以上 3点、ほぼ毎日 5点）⑨　奇声、大声を出す等の行動（ほぼ毎日 1点、1日中 3点、絶えず 5点）⑩　沈静化が困難なパニック（あり 5点）⑪　他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為（あり 5点）※2　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「実践研修修了者」という。）を1以上配置し、当該者が支援計画シート及び支援手順書を作成すること。②　①に規定する支援計画シート及び支援手順書に基づいた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うこと。 | 告示別表第1の8の2の注 | ・障害児通所給付費明細書・受給者証の写し・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・研修修了を証明する書類・支援計画シート・支援手順書 |
| 適・否 | 24 集中的支援加算 | 　上記23の※1に適合すると本市が認めた強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると市長が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の8の3の注 |  |
| 適・否 | 25 人工内耳装用児支援加算（Ⅱ） | 言語聴覚士を１以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、以下の基準のいずれにも適合する指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①　言語聴覚士が難聴児のうち人工内耳を装用している障害児（以下「人工内耳装用児」という。）の状態及び個別に配慮すべき事項等を把握し、これらの事項を児童発達支援計画に位置付けた上で指定児童発達支援を行うこと。②　人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診療を行う医療機関との連携を確保した上で指定児童発達支援を行うこと。③　保育所、学校、地域の障害児通所支援事業所その他の関係機関の求めに応じて、人工内耳装用児に対する支援に関する相談援助を行うこと。 | 告示別表第1の8の4の注2 | ・障害児通所給付費明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・資格等を証明する書類・児童発達支援計画 |
| 適・否 | 26 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 | 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児（以下「視覚障害児等」という。）との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、視覚障害児等に対して、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の8の5の注 |  |
| 適・否 | 27 個別サポート加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　個別サポート加算（Ⅰ）事業所において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、主として重症心身障害児を通わせる事業所については加算しない。 | 告示別表第1の9の注1 | ・障害児通所給付費明細書・受給者証の写し・指定児童発達支援等の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　個別サポート加算（Ⅱ）児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童又は同条第5項に規定する要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援を行う必要があるものに対し、事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第1の9の注2 | ・障害児通所給付費明細書・利用児童及び保護者に関する記録・関係機関との連携の記録・指定児童発達支援等の提供に関する記録 |
| 適・否 | 28 入浴支援加算 | 以下の基準（※1）に適合するものとして市長に届け出た事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児（以下「医療的ケア児」という。）又は重症心身障害児に対して、以下の基準（※2）に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算しているか。※1　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　入浴支援加算の対象となる障害児を安全に入浴させるために必要となる浴室及び浴槽並びに衛生上必要な設備を備えた上で、これらの設備につき衛生的な管理を行っていること。②　障害児の障害の特性、身体の状況等も十分に踏まえて安全に入浴させるために必要な体制を確保していること。③　入浴に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画に位置付けていること。※2　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　事業所の従業者が、事前に入浴支援加算の対象とのる障害児の障害の特性、家庭における入浴の状況その他の入浴に係る支援を実施するに当たって必要な情報を把握し、これらの情報を踏まえ、児童発達支援計画に位置付けた上で入浴に係る支援を行うこと。②　加算対象児の安全な入浴のために必要な体制を確保した上で、加算対象児の障害の特性や発達段階に応じた適切な方法で入浴に係る支援を行うこと。 | 告示別表第1の9の2の注 |  |
| 適・否 | 29 医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅶ） | ⑴　医療連携体制加算(Ⅰ)医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療的ケア区分1から3までに該当する障害児に対し指定児童発達支援を行う場合及び重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の児童発達支援給付費を算定している障害児については、算定しない。 | 告示別表第1の10の注1 | ・障害児通所給付費明細書・サービス提供実績記録票・指定児童発達支援等の提供に関する記録・医師からの指示書・看護日誌・委託契約書等 |
| 適・否 | ⑵　医療連携体制加算(Ⅱ)医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療的ケア区分1から3までに該当する障害児に対し指定児童発達支援を行う場合及び重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の児童発達支援給付費を算定している障害児については、算定しない。 | 告示別表第1の10の注2 |
| 適・否 | ⑶　医療連携体制加算(Ⅲ)医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療的ケア区分1から3までに該当する障害児に対し指定児童発達支援を行う場合及び重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の児童発達支援給付費を算定している障害児については、算定しない。 | 告示別表第1の10の注3 |
| 適・否 | ⑷　医療連携体制加算(Ⅳ)医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、⑴から⑶までのいずれかを算定している障害児並びに医療的ケア区分1から3までに該当する障害児に対し指定児童発達支援を行う場合及び重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の児童発達支援給付費を算定している障害児については、算定しない。また、この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している事業所にあっては、医療的ケア区分1から3までに該当する障害児に対し児童発達支援を行う場合の児童発達支援給付費を算定することを原則とする。 | 告示別表第1の10の注4 |
| 適・否 | ⑸　医療連携体制加算(Ⅴ)医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、⑴から⑷までのいずれかを算定している障害児並びに医療的ケア区分1から3までに該当する障害児に対し指定児童発達支援を行う場合及び重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の児童発達支援給付費を算定している障害児については、算定しない。また、この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している事業所にあっては、医療的ケア区分1から3までに該当する障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の児童発達支援給付費を算定することを原則とする。 | 告示別表第1の10の注5 |
| 適・否 | ⑹　医療連携体制加算(Ⅵ)医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療的ケア区分1から3までに該当する障害児に対し指定児童発達支援を行う場合及び重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の児童発達支援給付費を算定している障害児については、算定しない。 | 告示別表第1の10の注6 | ・障害児通所給付費明細書・サービス提供実績記録票・指定児童発達支援等の提供に関する記録・登録喀痰吸引等事業者申請関係書類・認定特定行為業務従事者認定証関係書類・委託契約書等・指導の記録 |
| 適・否 | ⑺　医療連携体制加算(Ⅶ)喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、⑴から⑸までのいずれかを算定している障害児及び医療的ケア区分1から3までに該当する障害児に対し指定児童発達支援を行う場合及び重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の児童発達支援給付費を算定している障害児については算定しない。 | 告示別表第1の10の注7 |
| 適・否 | 30 送迎加算 | ⑴　事業所において、障害児に対して、その居宅等と事業所との間の送迎を行った場合、片道につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の11の注1 | ・障害児通所給付費明細書・サービス提供実績記録票・児童発達支援計画・サービス提供実績記録票・送迎の記録・車両運行管理簿・勤務表 |
| 適・否 | ⑵　⑴を算定している事業所が、以下の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た事業所であり、送迎した障害児が重度心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算しているか。ただし、⑶を加算しているときは、算定しない。①　重症心身障害児を送迎する際には、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1以上配置していること。②　スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児を送迎する際には、運転手に加え、看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの送迎に当たっては、認定特定行為業務従事者を含む。）を1以上配置していること。 | 告示別表第1の11の注1の2 |
| 適・否 | ⑶　⑴を算定している事業所が、⑵の②に適合するものとして市長に届け出た事業所であって、送迎した障害児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算しているか。 | 告示別表第1の11の注1の3 |
| 適・否 | ⑷　⑵の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と事業所との送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、⑸を算定しているときは、算定しない。 | 告示別表第1の11の注2 |
| 適・否 | ⑸　⑵の②に該当するものとして市長に届け出た事業所において、中重度医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の11の注3 |
| 適・否 | ⑹　⑴から⑸までの送迎加算の算定については、事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 | 告示別表第1の11の注4 |
| 適・否 | 31 延長支援加算 | ⑴　事業所において就学児に対し延長支援を行う場合若しくは法第6条の2の2第3項に規定する内閣府令で定める施設において障害児又は医療的ケア児に対し延長支援を行う場合については、以下の基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下「延長支援」という。）を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。）に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。①　児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間である障害児を受け入れることとしていること。②　運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること。③　延長支援を行う時間帯に職員を2（当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が10を超える場合にあっては、2に、当該障害児の数が10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上配置していること。このうち、1以上は指定通所基準の規定により置くべき職員を配置していること。 | 告示別表第1の12の注1 | ・障害児通所給付費明細書・児童発達支援計画・指定児童発達支援等の提供に関する記録・サービス提供実績記録票・運営規程・勤務表 |
| 適・否 | ⑵　⑴を算定する事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上１時間未満となった場合には、1日につきそれぞれの所定単位数に加算しているか。 | 告示別表第1の12の注2 |
| 適・否 | ⑶　以下の基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位を加算しているか。①　運営規程に定められている営業時間（送迎のみを実施する時間は含まない。）が8時間以上であること。②　8時間以上の営業時間の前後の時間において、指定児童発達支援を行うこと。③　延長支援を行う時間帯に職員を2（当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が10を超える場合にあっては、2に、当該障害児の数が10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上配置していること。このうち、1以上は指定通所基準の規定により置くべき職員を配置していること。 | 告示別表第1の12の注3 |
| 適・否 | 32 関係機関連携加算（Ⅰ）～（Ⅳ） | ⑴　関係機関連携加算(Ⅰ)事業所において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（以下「保育所等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、　所定単位数を加算しているか。ただし、共生型児童発達支援事業所については、上記16の共生型サービス体制強化加算の①又は②　　　を算定していないときは、算定しない。 | 告示別表第1の12の2の注1 | ・障害児通所給付費明細書・児童発達支援計画・会議録・連絡調整の記録・相談援助等の記録 |
| 適・否 | ⑵　関係機関連携加算(Ⅱ)事業所において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の12の2の注2 |
| 適・否 | ⑶　関係機関連携加算(Ⅲ)事業所において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、事業所が多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。 | 告示別表第1の12の2の注3及び注4 |
| 適・否 | ⑷　関係機関連携加算(Ⅳ)障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（以下「小学校等」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の12の2の注5 |
| 適・否 | 33 事業所間連携加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | 　事業所において、障害児支援利用計画案を本市に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援を受けている場合であって、以下の基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の12の3の注 |  |
| 適・否 | ⑴　事業所間連携加算（Ⅰ）次の基準のいずれにも適合すること。　①　コア連携事業所（本市から事業所間の連携を実施するよう依頼を受けている事業所をいう。）であること。　②　コア連携事業所として、事業所間連携加算の対象となる障害児（以下「加算対象児」という。）に指定児童発達支援を行っているコア連携事業所以外の事業所（以下「その他事業所」という。）との間で加算対象児の指定児童発達支援の実施状況、心身の状況、生活環境その他の加算対象児に係る情報及び加算対象児に係る複数の児童発達支援計画の共有並びに支援の連携を目的とした会議を開催し、当該会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、その他事業所、本市及びセルフプラン作成保護者に対して共有すること。　③　コア連携事業所として、本市に対して、加算対象児に係る児童発達支援計画及びその他事業所が作成した児童発達支援計画を併せて共有すること。　④　コア連携事業所として、セルフプラン作成保護者に対して、②に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点を踏まえた相談援助を行うこと。　⑤　②に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、従業者に情報提供を行うとともに、必要に応じて加算対象児の児童発達支援計画を見直すこと。 |
| 適・否 | ⑵　事業所間連携加算（Ⅱ）　　次の基準のいずれにも適合すること。　①　その他事業所としてコア連携事業所が開催する会議に参加すること。　②　加算対象児に係る児童発達支援計画をコア連携事業所に共有すること。　③　①に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、従業者に情報共有を行うとともに、必要に応じて加算対象児の児童発達支援計画を見直すこと。 |
| 適・否 | 34 保育・教育等移行支援加算 | ⑴　事業所の従業者が、障害児が当該事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設を除く。以下「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（以下「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の12の4の注1 | ・障害児通所給付費明細書・指定児童発達支援等の提供に関する記録・相談援助等の記録 |
| 適・否 | ⑵　移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の12の4の注2 |
| 適・否 | ⑶　移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第1の12の4の注3 |
| 適・否 | 35 共生型サービス医療的ケア児支援加算 | 　看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして市長に届け出た事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。　ただし、29の医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。 | 告示別表第1の12の5の注 |  |
| 適・否 | 36 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ） | （※⑸～⒅は令和7年3月31日までの適用とする。）　指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次の⑴から⒅までに掲げる加算を算定しているか。　ただし、次の⑴から⒅までのいずれかの加算を算定している場合にあっては、次の⑴から⒅までのその他の加算は算定しない。 | 告示別表第1の13の注 | ・障害児通所給付費明細書・福祉・介護職員等処遇改善計画書・福祉・介護職員等処遇改善実績報告書・賃金を改善したことが分かる書類・職員に周知した記録・労働保険料の領収証・研修計画・研修実施記録・処遇改善の内容について公表していることが分かるもの |
| 適・否 | ⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　福祉・介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。ア　当該事業所が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。（※令和7年3月31日までは適用しない。）イ　介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後（※令和7年3月31日までは、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後）の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。②　当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。③　福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。④　当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。⑤　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。⑥　当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ア　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。イ　アの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。ウ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。エ　ウについて、全ての職員に周知していること。オ　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。カ　オの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。⑧　②の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。⑨　⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。⑩　児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。 |
| 適・否 | ⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）⑴の①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）⑴の①のア及び②から⑧までに掲げる基準に適合すること。 |
| 適・否 | ⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）⑴の①のア、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑴次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の障害児通所給付費等単位数表（以下「旧障害児通所給付費等単位数表」という。）の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ及び②から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑵次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑶次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ及び②から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑷次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑸次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑹次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑺次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑻次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑼次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑽次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒂　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑾次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⒃　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑿次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒄　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒀次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒅　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒁次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |